

○都市再生基本方針(変更案)に関する意見募集の結果と対応

No	提出者	対象部分	御意見の概要	御意見に対する考え方	都市再生基本方針の修正内容
1	個人A	全般	新型コロナウイルス感染拡大の終息後を見通した方針とすべき。安全保障上の観点から、都市周辺部を含めた自給自足経済が成り立つ未来図を描くべき。(例えばテレワークを活用した、住居は田園都市、職は大都市で月2〜3回出社など) また、地方都市の再生のため、地方税の優遇措置(地方自治体への税率設定権の完全付与、または基本税率の差異化)について触れるべき。	新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した都市の課題に対応するため、テレワーク拠点の整備や複合型都市開発等の民間都市開発事業を推進していくことが重要である等として本文中に記載しております。 また、都市再生基本方針は、長期的視点に立って都市のあるべき姿や都市再生に関連する様々な分野の施策の進め方等に関する基本的な指針を提示するものであり、ライフスタイルや具体の施策等の詳細な内容等を提示するものではありませんが、頂いた御意見については、関係府省で情報共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり。
2	個人B	全般 P18 第二 2 都市再生に関する施策の基本的方針 (スーパー・メガリージョンの形成に伴う都市再生の推進) P27 第三 5 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の評価及び指定の見直し等	・本件の意見募集期間を30日未満としたのはなぜですか？ ・P18の1行目「わが国」は、他の箇所と同様に「我が国」へ統一が必要だと思います。 ・P27の8行目「位置づけ」は、他の箇所と同様に「位置付け」に統一が必要だと思います。	・本件の意見募集は、行政手続法第三十九条に基づかない任意の意見募集としており、関連する法令の施行期日等を鑑みて意見募集期間を設定させていただいております。 ・当該部分は誤植(「我が国」が正)でしたので、修正いたします。 ・当該部分は誤植(「位置付け」が正)でしたので、修正いたします。	文字修正
3	個人C	P10 第二 2 都市再生に関する施策の基本的方針 (急激に高齢化が進展するニュータウン等の再生)	分譲から定期借地権にシフトする制度を作り補助金を拡充する。もしくは、借地権終了後の土地評価額において一定以上を保証することで、安定した老後生活費の確保と円滑な住み替えを促進する。	都市再生基本方針は、長期的視点に立って都市のあるべき姿や都市再生に関連する様々な分野の施策の進め方等に関する基本的な指針を提示するものであり、具体の施策の詳細な内容等を提示するものではありませんが、頂いた御意見については、関係府省で情報共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり。
4	個人C	P18 第二 2 都市再生に関する施策の基本的方針 (スーパー・メガリージョンの形成に伴う都市再生の推進)	既存インフラを効率よく活用することも考慮する。貨物線の一部旅客化等による既存市街地の交通機能向上を図る。	都市再生基本方針は、長期的視点に立って都市のあるべき姿や都市再生に関連する様々な分野の施策の進め方等に関する基本的な指針を提示するものであり、貨物線の一部旅客化等、具体の施策の詳細な内容等を提示するものではありませんが、頂いた御意見については、関係府省で情報共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり。
5	個人C	P18 第二 3 大都市における都市再生に関する施策の基本的方針 (国際競争力の強化のための環境整備)	国際情勢の変化や動向を視野に入れた将来的な既存空港設備の活用検討も重要な視点として盛り込むべき。	都市再生基本方針は、長期的視点に立って都市のあるべき姿や都市再生に関連する様々な分野の施策の進め方等に関する基本的な指針を提示するものであり、既存空港設備の活用等、具体の施策の詳細な内容等を提示するものではありませんが、頂いた御意見については、関係府省で情報共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり。
6	団体A	全般	これまでの都市再生基本方針の骨子は維持しつつ、新たな課題をも見据えた、安心・安全でゆとりのある空間の中で多機能が集積する都市再生を推進することこそが、都市のレジリエンスの向上と新たな日常となるライフスタイルやビジネススタイルの形成に寄与し、国際競争力向上にも資するものと考えている。	ゆとりある都市空間の形成が重要であることから政府内の検討を踏まえて、「第二 1 都市再生に取り組む基本姿勢」にその旨を追記しております。	本文追記
7	個人D	P12 第二 2 都市再生に関する施策の基本的方針 (災害に強いまちづくりの推進)	水害対策については、耐水フェンス及び水囊の常備等が有用なのではないか。行政による補助を行うことで、これらの装備が各家庭に用意されることが望ましい。	都市再生基本方針は、長期的視点に立って都市のあるべき姿や都市再生に関連する様々な分野の施策の進め方等に関する基本的な指針を提示するものであり、具体の施策の詳細な内容等を提示するものではありませんが、頂いた御意見については、関係府省で情報共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり。
8	個人D	P32 第五 2 立地適正化計画において具体的に明らかにされるべき視点等	居住誘導区域の外となる区域において、防犯についても記載を行うことを求めたい。	防犯に関しては居住誘導区域の外・内に関わらず重要な内容であると考えており、都市再生にあたっての基本的検討事項として、第二 2 都市再生に関する施策の基本的方針(犯罪等の起きにくいまちづくりの推進)にて記載しております。	原案どおり。
9	個人D	P11 第二 2 都市再生に関する施策の基本的方針 (犯罪等の起きにくいまちづくりの推進)	この箇所、街灯及び防犯灯についての記述を行っていただきたい。	都市再生基本方針は、長期的視点に立って都市のあるべき姿や都市再生に関連する様々な分野の施策の進め方等に関する基本的な指針を提示するものであり、街灯や防犯灯の設置等、詳細な内容等を提示するものではありませんが、頂いた御意見については、関係府省で情報共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり。
10	個人D	全般	街灯・公設の防犯灯が、暗闇が無いように町を照らし、また随所に防犯カメラを設置して犯罪の記録・抑制を行うような、安全・安心が確保された街づくりを行うようにしていただきたい。	都市再生基本方針は、長期的視点に立って都市のあるべき姿や都市再生に関連する様々な分野の施策の進め方等に関する基本的な指針を提示するものであり、具体の施策の詳細な内容等を提示するものではありませんが、頂いた御意見については、関係府省で情報共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり。